

## 第5章 障がい者福祉計画（平成30年～35年）





## 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
  - (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
  - (2) 障害を理由とする差別の解消
  - (3) 障害の理解・啓発の推進
  - (4) 福祉教育の推進

### (1) 権利擁護の推進、虐待の防止

#### 【今後の施策】

#### ○障がい者の権利擁護にかかる相談の充実

障がい者の権利擁護のために、うるま市社会福祉協議会に委託している「うるま市権利擁護センター」と連携し、相談の充実に努めながら、関係機関と機能強化に向けて一層の検討を図ります。

#### ○日常生活自立支援事業の周知や利用促進

知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方の金銭管理やサービス利用支援などを行う福祉サービス利用援助事業については、県が委託している事業所と市社会福祉協議会の権利擁護センターと連携を図りながら推進します。

#### ○成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進

知的障害、精神障害等より判断能力が不十分な障がい者の成年後見制度の適正な利用を促進するため、成年後見等開始審判申立に要する費用及び後見人等の報酬の助成を行うとともに、関係課と協働し、成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進を図ります。

#### ○権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発

障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、市民への周知・理解を図るため、啓発パンフレットや市民向け講演会、施設従事者向け研修会等を開催するなど、積極的な普及啓発を行います。

#### ○障がい者虐待に関する相談支援体制の整備

地域における相談支援窓口と連携し、障害者虐待防止法における障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。

## ○虐待の防止や早期対応の充実

障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障がい者虐待防止センターや障がい者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携を進めます。

民生委員・児童委員及び地域(自治会や地域住民)と連携した虐待の発見を図るため、関係機関や地域との情報共有に努めます。

## (2)障害を理由とする差別の解消

### 【今後の施策】

## ○差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発

障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底することなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実な取り組みが進むよう、普及啓発を図ります。

また、障がいのある女性、子ども、高齢者については、障がいに加えてさらに複合的な困難な状況に置かれる場合があります。こうした観点も念頭に置き、きめ細かな配慮や支援を行うよう啓発します。

沖縄県が平成26年4月から施行した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の周知・啓発活動の取り組みについて、県と連携しながら進めます。

## ○市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進

市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去するため、建物等のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、市職員への研修等による周知等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。

## ○職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進

障害に関する職場の理解及び共に働く環境づくりを図るため、職場での障がい者への差別禁止、就労に係る合理的配慮を徹底するよう促します。

### (3) 障害の理解・啓発の推進

#### 【今後の施策】

##### ○障がいの理解についての啓発活動の推進

市の広報誌、ホームページを活用した啓発活動及び精神障害に関する講話を継続して実施するとともに、身体障害、知的障害、発達障害の理解に関する啓発の強化を図ります。

##### ○イベントや講演会等における周知広報の充実

「障がい児フェスタ(にこにこキッズフェスタ)」やうるま福祉まつりにおける「みんないきいき障害フェスタ」また、shop=wプロジェクトのイベントにおける障がいの理解・周知広報を継続して実施するとともに、市民対象の各種イベントにおいても周知広報や障がい者と触れ合う機会等を設けるなど、啓発活動を広げます。

### (4) 福祉教育の推進

#### 【今後の施策】

##### ○人権教育の充実

学校において、「人権の日」の設定や人権に関する授業等を通じ、人権尊重の考え方や共生の心の育成のため、発達段階に応じた取り組みを今後も継続して実施します。

成人に対しては、人権週間における啓発等を行い、人権について考え、意識を高める機会を確保します。

##### ○幼児・児童生徒への福祉教育の推進

福祉意識の醸成においては、幼児期から豊かな福祉の心を育てることが大切です。就学前の教育・保育等施設、小中学校で福祉の心を育て、福祉を実践する力を養うよう、学校現場と市社会福祉協議会との連携のもと、障がいに関する講演会の開催や障がい者とのふれあい、体験活動を行い、障がい者への理解及び福祉意識の醸成を図ります。

##### ○地域における福祉教育の推進

共に生きる地域社会を形成していくために、市社会福祉協議会による出前講座や研修、福祉マップづくりなどをはじめとした小地域福祉活動を推進し、地域活動を通じた福祉意識の啓発、向上を図ります。

## 2. 保健・医療の推進

### 2. 保健・医療の推進

(1) 障害の原因となる疾病等の予防

(2) 精神保健対策の充実

(3) 難病患者等への支援

### (1) 障害の原因となる疾病等の予防

#### 【今後の施策】

#### ○生活習慣病の予防及び重症化予防

糖尿病等の生活習慣病に起因する障がいを予防するため、栄養・食生活・身体活動・運動・休養・飲酒・喫煙及び歯や口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進について、市民への啓発を図ります。

健(検)診の受診率向上を図り、1次予防につなげるとともに、健診結果を踏まえ、メタボリック症候群該当者及び予備群等に対し、保健指導を行います。

検診結果やレセプト等のデータを分析し、重症化予防を効果的に行うため、計画を策定し実施します。

#### ○妊娠期の健康管理の充実

妊娠出産はリスクを伴う恐れがあるため、安心・安全な出産に向け、母体の自己管理の大切さや妊婦健康診査の重要性について周知を図るとともに、妊婦健康診査14回が公費負担となっていることを周知し、定期的な健診の受診を促します。

#### ○乳幼児期における障がいの早期発見及び早期支援の充実

乳幼児健診等を通して、発育・発達の状況を保護者とともに確認し、必要な場合は心理相談、健診事後教室等によるフォロー及び関係機関等へのつなぎ支援を行い、乳幼児期の障害の早期発見及び早期支援を図ります。

また、保護者が子どもの障害を受け入れ、早期に適切な対応が図られるように、保護者への丁寧な寄り添い支援を行います。

#### ○発達障がい等に関する情報共有機会の確保

保健・福祉・保育・教育が連携し、発達障がい等についての情報・課題の共有と対応策の検討を行うために、市障がい者自立支援協議会の「療育・教育専門部会部会」を活用しながら関係課や関係機関との連携を図ります。

## ○保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

保健・医療サービス等の提供事業者や医療機関等に関する情報を障がい者が入手しやすいよう、窓口や各種事業における情報提供を広く行っていきます。

## (2)精神保健対策の充実

### 【今後の施策】

#### ○精神保健相談、訪問指導の充実

精神保健相談や訪問指導について、医療保健福祉連絡会の定期的開催等による精神科病院や保健所との連携強化、相談員の資質向上等により、きめ細かく対応できるように充実を図ります。

#### ○精神保健に関する啓発活動の推進

専門機関と連携しながら、市民講座の開催等による精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。

#### ○ピアサポート・ピアサポーターの充実

精神障がい者に対する当事者による相談活動等を推進するため、地域活動支援センター等におけるピアサポート・ピアサポーターへの取り組みの充実を図ります。

また、精神障がい者当事者によるピア活動については、地域移行支援への取り組みと連携していきます。

#### ○心の健康を保持するための取り組みの充実

心の健康相談や、うつ等の精神疾患の予防に関する講演会を実施するなど、市民の心の健康づくりに関する取り組みを行うように進めます。

#### ○精神障がい者の地域移行、定着支援の推進

退院可能な精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方に基つきながら、精神障がい者の退院後の支援に係る取り組みを推進します。

#### ○精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。

このため、基幹型相談支援センターがつなぎ役となり、市の自立支援協議会及び関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

### (3) 難病患者等への支援

#### 【今後の施策】

---

##### ○難病患者への支援の充実

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応を行います。

また、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な対応やサービス提供を実施するように努めます。

### 3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
  - (1) 意思決定支援の推進
  - (2) 相談支援体制の構築
  - (3) 地域移行支援の充実
  - (4) 障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実
  - (5) 障害福祉サービスの質の向上等
  - (6) 地域生活支援事業等の充実
  - (7) 福祉用具等の利用支援
  - (8) 障害福祉を支える人材の確保

#### (1) 意思決定支援の推進

##### 【今後の施策】

##### ○意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

#### (2) 相談支援体制の構築

##### 【今後の施策】

##### ○相談支援の充実

障がいのある方等や、障がいのある児童の保護者、又は、障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう以下のような相談支援事業を実施します。

##### (基幹相談支援センター)

障害者やその家族からの総合的な相談のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整や支援、障害者に対する虐待の防止・対応、権利擁護などの役割を果たすために、専門職員を配置するとともに、身近な相談から専門的な

相談まで、障がい者個々に応じた適切な支援が提供できるように専門的な援助技術の向上を図ります。

また市の自立支援協議会と地域の各相談支援機関と連携し、どの窓口で相談しても適切な支援につながる総合的な相談支援体制を整えます。

基幹型相談支援センターについては、外部委託による機能強化の検討・実施に努めます。

#### **(障害者相談支援事業（委託相談支援事業）)**

基幹相談支援センターと連携し、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

障がい者等の複雑多様化する相談に対応ができるよう相談員の資質向上に努めるとともに、委託事業所の拡充に努めます。

#### **(地域活動支援センターにおける相談の充実)**

来所者や利用者の日常生活上の相談や就労等の相談に応じ、関係機関等へ支援つなげることができるよう連携を図ります。

また、相談支援の充実を図るため、地域活動支援センターの強化を図ります。

#### **○適切なサービス等利用計画作成の促進**

障がい者個々の心身状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成を行い、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みを行います。

#### **○児童発達支援センターの設置と相談の実施**

児童発達支援センターの設置に努めるとともに、センターにおいて発達障がい児・者やその家族に対する専門的な相談支援を行います。

#### **○ピア活動の充実**

発達に障がいを持つ当事者の会や障がい児等親の会等のピア活動を支援するとともに、障がい等で悩んでいる家族や障がい者当事者の相談がスムーズにできるよう連携を図ります。また、ピアサポーターとして活躍している当事者の会のニフフアスターや障がい児等親の会のメンバーと連携し相談支援の充実を図ります。

精神障がい者等のピアサポート活動については、地域活動支援センター I 型を中心に充実を図ります。

### (3) 地域移行支援の充実

#### 【今後の施策】

##### ○グループホームの整備、利用促進

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、グループホーム(共同生活援助)の整備促進を図るとともに、グループホームについての周知広報を行います。

##### ○地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進

障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。

##### ○居住サポート体制の構築

保証人がいない等により入居が困難な障がい者への入居に必要な調整、家主への相談助言を行う「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を新たに実施するほか、一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「おためし住居事業」を今後も継続するなど、地域で生活を始めた障がい者のサポートを行う居住サポート体制の構築を目指します。

##### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備(再掲)

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。

このため、基幹型相談支援センターがつなぎ役となりながら、市の自立支援協議会において、地域移行支援専門部会を立ち上げ、医療・保健・福祉連絡会と連携しながら、精神障がい者の地域への移行促進を図ります。

また、関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。

## (4)障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実

### 【今後の施策】

#### ○障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や新たに創設された居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援サービスについて、事業所との連携により量的、質的充実を図ります。

また、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かり見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

#### ○医療的ケアを必要とする障がい児への支援

医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携強化による対応を進めます。

#### ○重度の障がい児への支援

在宅で生活する重症心身障害児について、短期入所や居宅介護、新たに創設された居宅訪問型児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

#### ○児童発達支援センターの設置推進

障がい児の発達支援について専門的な指導をしたり、集団生活の適応訓練、発達相談等を行う児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。

#### ○幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進

子ども・子育て支援事業に基づき、障がい児とその保護者が幼児期の教育・保育事業(幼稚園や保育所等の利用)や地域子ども子育て支援事業(放課後児童クラブや一時預かり、地域子育て支援センター等)を円滑に利用できるよう、受け皿の確保や事業の周知等による利用促進を行います。

#### ○特別支援保育の充実

特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上、施設の整備等を充実していきます。

また、障がい児を受け入れる施設のバリアフリー化促進、特別支援保育を担当する職員の確保や専門性向上のための研修の実施等により、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。

#### ○放課後児童対策の充実

子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ等を促進していくとともに、障がい児への適切な対応を図るため、研修等による指導者の養成・資質の向上に努めます。

### ○障がい児の発達支援体制の強化

障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその保護者等に対し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援体制を強化します。

このため、市障がい者自立支援協議会を中心とした医療・保健・保育・福祉・教育の連携の充実を図ります。

### ○認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実

市内の認可外保育施設を含めた教育・保育施設等に通う乳幼児への巡回相談について今後も継続するとともに、充実していきます。

## (5)障害福祉サービスの質の向上等

### 【今後の施策】

#### ○訪問系サービス、日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者が日常生活や社会生活を営む上でのサービスによる支援である居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的、質的充実を図ります。

#### ○居住系サービスの充実

施設入所支援、グループホームといった住まいの場を提供するサービスについて、整備促進等による量的・質的確保を図ります。

#### ○医療的ケアを含む支援の充実

常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援が受けられる環境の整備促進を行うとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の確保に努めます。

#### ○自立生活援助の推進

障がい者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入し、障がい者の地域生活への移行を推進します。

#### ○意思決定支援の推進（再掲）

自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

## (6) 地域生活支援事業等の充実

### 【今後の施策】

#### ○地域生活支援事業の推進

移動支援事業やコミュニケーション支援事業、地域活動支援センター、相談支援事業等といった地域生活支援事業について、地域のニーズを踏まえたサービス提供を図ります。（具体的には障害福祉計画を参照）

#### <地域生活支援事業の事業一覧>

①地域生活支援事業		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業
		住宅入居等支援事業
		障害者相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
	任意事業	日常生活支援
		生活訓練等
		日中一時支援
		地域移行のための安心生活支援
		レクリエーション活動等支援
		芸術文化活動振興
		点字・声の広報等発行
		奉仕員養成研修
②地域生活支援促進事業		
①	障害者虐待防止対策支援事業	
②	特別促進事業(キャロットびゅあサロン事業):津堅島の事業	

## ○その他の事業の実施

これまでの地域生活支援事業から市の単独事業へと移行した「生活サポート事業」、「自動車運転免許取得・改造費援助事業」、「障害支援区分認定等事務事業」について、継続して実施します。

また、安否確認と孤独感の解消を図るため、福祉電話の貸与・設置を行うほか、緊急時の連絡手段である緊急通報システム事業を実施します。

## (7)福祉用具等の利用支援

### 【今後の施策】

#### ○補装具の給付

身体障がい者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる補装具の交付及び修理を行います。

#### ○日常生活用具の給付

重度の身体障がい者(児)に対し、入浴補助用具、特殊便器、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行い、日常生活を容易にすることを目的としています。

#### ○補装具、日常生活用具に関する情報提供の充実

補装具や日常生活用具に関する情報提供、相談窓口の周知などにより、その普及を促進します。

また、研修等により福祉用具の相談等に従事する職員の資質向上等を図ります。

## (8)障害福祉を支える人材の確保

### 【今後の施策】

#### ○専門職の確保

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保や継続的配置や、研修への参加等による資質向上を図ります。

#### ○障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援

障害福祉サービス等に従事する人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供を行うほか、人材確保方策について県や国への提言を他市町村と連携しながら進めます。

## 4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- 
- ```
graph LR; A[4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実] --- B[(1) 情報アクセシビリティの向上]; A --- C[(2) 情報提供の充実]; A --- D[(3) 意思疎通支援の充実]; A --- E[(4) 行政情報のアクセシビリティ向上];
```
- 4. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
    - (1) 情報アクセシビリティの向上
    - (2) 情報提供の充実
    - (3) 意思疎通支援の充実
    - (4) 行政情報のアクセシビリティ向上

### (1) 情報アクセシビリティの向上

#### 【今後の施策】

##### ○障がい者に配慮した情報提供の充実

障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用(電子メール等)声の広報、FMうるま等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。

障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。

### (2) 情報提供の充実

#### 【今後の施策】

##### ○情報提供の充実

障がい者やその家族が各種情報を入手しやすいように、広報紙やホームページの充実に努めるほか、関係機関や地域、他課の事業における情報提供など、情報発信の機会を広げ、充実を図ります。

### (3)意思疎通支援の充実

#### 【今後の施策】

---

##### ○コミュニケーション支援の充実

障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に配慮した情報提供を図るため、手話通訳や要約筆記、音訳、点訳等による情報提供を行うとともに、これらの支援を行う人材の育成・養成を図ります。

##### ○情報やコミュニケーションを支援する機器の給付等

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対して、日常生活用具の給付を行います。

### (4)行政情報のアクセシビリティ向上

#### 【今後の施策】

---

##### ○ホームページ等の利用しやすさへの配慮

市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブアクセシビリティ等の向上を図ります。

##### ○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。

## 5. 教育の振興

### 5. 教育の振興

(1) 特別支援教育の充実

(2) 学校施設のバリアフリー

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

### (1) 特別支援教育の充実

#### 【今後の施策】

#### ○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図ります。

#### ○特別支援教育の充実

幼児児童生徒の障害による学習上または生活上の困難さを克服し、自立に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための適切な指導や必要な支援を行います。

「個別の指導計画」の作成及び活用や必要に応じて「個別の教育支援計画」を策定し、活用を行います。

特別支援ヘルパーと連携した個別指導の充実等を図ります。

交流及び共同学習を通じた障がいのある児童生徒に対する適切な理解促進を図ります。

特別支援教育についての教員の正しい理解や資質向上を図ります。

特別支援ヘルパーの配置及び特別支援ヘルパー研修会を実施します。

#### ○校内支援体制の整備

特別支援教育コーディネーターや組織を活用した校内支援体制の充実を図ります。

#### ○障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮

教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。

#### ○就学指導体制の充実

就学指導や教育相談等の継続的な実施、市就学指導委員会との連携強化による適切な対応を図ります。

該当児童生徒とその保護者を対象に、特別支援教育理解のための体験学習の受け入れ及び授業参観を恒常的に実施できるような体制づくりと保護者等への啓発を充実します。

## (2)学校施設のバリアフリー

### 【今後の施策】

---

#### ○学校施設のバリアフリー化の推進

障がい児が健常児と共に学ぶことができる教育環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を進めます。

## (3)生涯を通じた多様な学習活動の充実

### 【今後の施策】

---

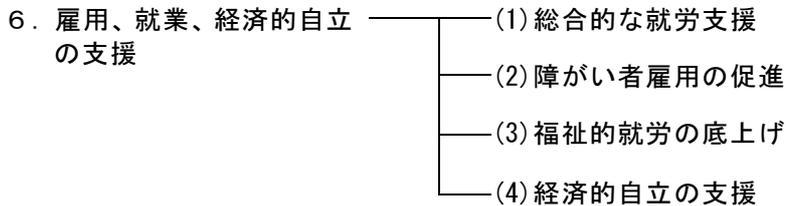
#### ○生涯学習の振興

障がい者を含めた市民への生涯学習情報の発信等広報活動の充実と強化を図るとともに、「生涯学習フェスティバル」や各種学習活動を開催し、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習機会の拡充を図ります。

#### ○公民館講座の開催と利用促進

市の生涯学習の拠点である「生涯学習・文化振興センターゆらてく」や、各地区公民館において、障がい者を含めた市民を対象とした様々な公民館講座を開催するとともに、講座修了後、自主活動につなげられるよう支援します。

## 6. 雇用、就業、経済的自立の支援



### (1) 総合的な就労支援

#### 【今後の施策】

##### ○就労支援のための連携の強化

障がい者の雇用への一層の推進のため、市障がい者自立支援協議会を中心としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の雇い入れ支援、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の実施を図ります。

##### ○就労移行支援と定着支援の推進

障害福祉サービスである「就労移行支援」からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、新しく創設された「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。

##### ○市内就労支援事業所による shop=w プロジェクトへの支援の充実

市の shop=w プロジェクト(就労支援事業所連携体)の自主的な活動の展開に対する支援を行い、障がい者の就労支援の向上を図ります。

##### ○障がい者就労施設等の物品等の優先購入推進

障害者優先調達推進法(国、地方公共団体、独立行政法人が障がい者のかかわる製品やサービスを優先的に購入するよう義務づけた法律)に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を進めます。

##### ○障がい児へのキャリア教育の推進

障がい児の将来の就業意識向上等を図るため、小学校におけるジョブシャドウイング(職場見学活動)、中学校における職場体験活動を充実させます。また、高等支援学校等との連携によるキャリア教育(ジョブシャドウイングや就労支援セミナー等)を推進します。

## (2)障がい者雇用の促進

### 【今後の施策】

#### ○市における障がい者雇用の推進

障害者雇用推進法を遵守し、雇用率のアップを図るなど、市における障がい者雇用を推進します。

#### ○障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度に基づきながら、市内企業に対し、障がい者の雇用について理解と協力を呼びかけるとともに、障害者雇用率制度についての啓発を行い、障がい者の雇用が拡大するよう働きかけます。

また、障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度等の周知広報を行います。

#### ○雇用の場における障がいの理解や人権擁護の推進

職場等において、雇用差別など障がいを理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権侵害等に関する相談体制の充実に努めます。

職場に対し、障害特性等に関する理解促進の啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

また、職場での障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等事業主の障害者雇用への理解促進を図ります。

#### ○職場環境の改善促進

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し、障がい者が働きやすい職場環境とするよう、商工会等の協力を得ながら市内企業等に対して働きかけます。

## (3)福祉的就労の底上げ

### 【今後の施策】

#### ○福祉的就労の底上げ

就労継続支援B型事業所の工賃の向上や、共同受注化、経営力強化など、市内就労支援事業所におけるshop＝wプロジェクトや市の障がい者自立支援協議会と連携しながら、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図ります。

## (4) 経済的自立の支援

### 【今後の施策】

---

#### ○自立支援医療の給付及び制度の広報

自立支援医療(更生医療)の給付を行うほか、制度の周知・広報に努めます。

#### ○特別障害者手当等の支給

特別障害者手当や障害児福祉手当といった、障がい者のための手当の支給を行います。また、心身障害者扶養共済制度の周知と利用促進に努めます。

#### ○重度心身障害者(児)医療費の助成

重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

#### ○特別児童扶養手当の支給

20歳未満の身体や精神に障がいのある児童を養育する父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。

#### ○児童扶養手当の支給

父又は母に重度の障がいのある家庭、又は、父又は母と生計を同じくしていない家庭で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を育てている方に支給を行います。

## 7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興

- 7. 文化芸術活動、スポーツ等の振興
  - (1) 文化芸術活動の促進
  - (2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援
  - (3) スポーツに親しめる環境の整備
  - (4) 障がい者関係団体の活動支援

### (1) 文化芸術活動の促進

#### 【今後の施策】

##### ○障がい者の芸術・文化活動の充実

障がい者の趣味や生きがいを推進するため、地域生活支援事業の芸術文化活動振興等の充実を図り、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。また、障害者入所施設利用者や精神科病院デイケアの利用者等の発表や展示等の機会づくりについても関係機関と連携して図ります。

### (2) 余暇・レクリエーション活動の促進や充実に向けた環境整備、支援

#### 【今後の施策】

##### ○障がい者のレクリエーション活動の振興

障がい者のレクリエーション活動を支援する地域生活支援事業のレクリエーション活動等支援の充実を図り、障がい者の余暇活動や交流、健康保持等に寄与します。

##### ○障がい者も含めた市民のためのレクリエーション機会の充実

障がい者も含めた市民を対象とした公民館講座の充実を図り、活動機会の提供を行います。

各種大会等のイベントを継続・充実するとともに、サークル活動など自主的なレクリエーション活動を促進します。

また、余暇活動やレクリエーションを行う場の確保、活動の場である地域活動支援センターの充実・強化に努めます。

### (3)スポーツに親しめる環境の整備

#### 【今後の施策】

---

##### ○障がい者のスポーツ活動の振興

沖縄県身体障がい者スポーツ大会等、障がい者を対象とした各種スポーツ大会への参加を促進するほか、市が主催する市民対象のスポーツ大会等への参加促進を行います。

##### ○うるみん等における運動施設の利用促進

障がい者がスポーツ活動等を気軽に行えるよう、うるみんの施設利用を促進するほか、市内の社会体育施設の利用促進を図ります。

### (4)障がい者関係団体の活動支援

#### 【今後の施策】

---

##### ○障がい者関係団体の活動支援

市と市社会福祉協議会が連携し、市内の障がい者関係団体を支援し、地域での活動の活性化と関係機関・団体との連携強化を促進します。

また、市内の団体の周知広報、団体の活動内容や実施するイベント等の広報を行い、加入者の増加促進を図ります。

##### ○障がい児(者)等の家族や発達に障がいを持つ当事者等交流促進

障がい児(者)を持つ家族相互の悩みの解消や情報交換を行うなど、障がい者関係団体や関係機関と連携し、障がい児(者)の家族同士の交流や情報交換を促進します。

## 8. 安全安心な生活環境の整備

- 
- 8. 安全安心な生活環境の整備
    - (1) 住宅の確保
    - (2) 移動しやすい環境の整備等
    - (3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進
    - (4) ボランティア活動等の推進

### (1) 住宅の確保

#### 【今後の施策】

##### ○グループホームの整備、利用促進（再掲）

福祉施設入所者や退院可能精神障がい者の地域移行を推進するため、グループホーム（共同生活援助）の整備促進を図るとともに、グループホームについての周知広報を行います。

##### ○居住サポート体制の構築（再掲）

保証人がいない等により入居が困難な障がい者への入居に必要な調整、家主への相談助言を行う住宅入居等支援事業の居住サポート事業を新たに実施するほか、一定期間居室を提供し、地域移行の準備として体験宿泊を行う「おためし住居事業」を今後も継続するなど、地域で生活を始めた障がい者のサポートを行う居住サポート体制の構築を目指します。

##### ○障がい者の公営住宅への入居の優遇

市営住宅や県営住宅に障がい者が入居する際の優遇措置について、今後も継続して実施します。

##### ○障がい者にも優しい市営住宅の整備

市営住宅の建て替えの際には、障がい者等に配慮した整備を行い、バリアフリー等が行き届いた住まいの整備を図ります。

## (2) 移動しやすい環境の整備等

### 【今後の施策】

#### ○快適な歩行空間の整備

「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等に基づきながら、段差の解消をはじめとしたバリアフリー化や、ガードレール、点字ブロック、音の出る信号機(交通弱者対応信号機)の設置等、障がい者に配慮した交通安全施設の整備を行い、障がい者が安心して外出できる、快適で利便性の高い歩行空間の確保に努めます。

#### ○交通安全対策の推進

障がい者を含めた市民の交通安全の確保のため、警察等との連携により、交通安全運動、交通安全指導、マナーの向上などの取り組みを今後も進めます。

## (3) 障がい者に配慮したまちづくりの推進

### 【今後の施策】

#### ○公共建築物のバリアフリー化の推進

市庁舎をはじめとする公共建築物について、障がい者が円滑に利用できるよう、段差の解消、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置などバリアフリー化について今後も引き続き推進します。

#### ○多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進

公共建築物のみならず、市内の多くの方が利用する民間建築物について、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者が円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

#### ○障がい者用駐車スペースの適正利用促進

公共及び民間事業所の障がい者用の駐車スペースについて、適正利用を呼びかけ、障がい者への利用が配慮されるように啓発を行います。

#### ○障がい者等が利用しやすい公園の整備

市の公園等の整備に当たっては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「うるま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に準拠しながら、障がい者、高齢者、健常者の区別無く、すべての方が等しく利用できる「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園整備を推進します。また、既存公園の改善に当たっては、現状として整備が行き届いていない公園の状況把握を行い、その後、改修に向けて取り組み、障がい者をはじめ地域住民が憩い、触れあうことができるように努めます。

## (4) ボランティア活動等の推進

### 【今後の施策】

---

#### ○学校等におけるボランティア活動の推進

次代を担う子ども達が、ボランティアを身近に感じ気軽に参加することができるよう、市社協と学校等との連携により、児童生徒のボランティア活動への参加や体験学習などの取り組みの充実を図ります。

#### ○ボランティアの養成、育成の支援

手話奉仕員の養成など、ボランティア育成を支援するとともに、ボランティアに関する情報提供を行い、ボランティアに参加しやすい環境づくりを行います。

#### ○障がい者によるボランティア活動の促進

障がい者の地域でのボランティア活動を地域活動支援センター等及びサービス事業所等に促し、障がい者が地域の一員として参加することで、地域貢献を果たすとともに、地域住民の障がい者の理解につながることを期待します。

## 9. 防災、防犯等の推進

- 9. 防災、防犯等の推進
  - (1) 防災対策の推進
  - (2) 防犯対策の推進
  - (3) 消費者トラブルの防止

### (1) 防災対策の推進

#### 【今後の施策】

##### ○防災対策の充実

「うるま市地域防災計画」に基づき、障がい者を含めた市民への災害に関する情報提供や防災訓練、防災マップ等による災害への備えと適切な避難行動が取れるよう防災知識の普及啓発を進めます。また、地域ごとに自主防災組織の結成を促進し、災害に強い地域づくりを図ります。

自力避難の困難な障がい者等が利用する避難所について、津波や土砂災害等のおそれがある箇所の把握及び改善策の検討を行います。

##### ○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化（再掲）

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。

##### ○避難行動要支援者の支援体制の充実

自力避難の困難な障がい者の避難支援を行うため、避難行動要支援者登録を進めるとともに、登録制度の周知を図ります。

関係者等と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者、避難方法や避難経路、避難場所等について示す「個別計画」の作成に努めます。また、避難行動要支援者の避難を支援する者の確保を図り、避難支援体制の充実に努めます。

## (2)防犯対策の推進

### 【今後の施策】

---

#### ○防犯対策の充実

犯罪被害から障がい者を含めた住民を守るため、警察や防犯協会、自治会等が協力し、住民が犯罪に巻き込まれないよう回避する方法や犯罪の危険性を感じたときの対処方法などの周知を図ります。

また、防犯パトロールの継続や防犯灯の整備推進などにより、犯罪の起こりにくい地域づくりを進めます。

障害者施設等においては、利用する障がい者が安心して生活できるように、犯罪に係る安全確保のための施設整備や職員の防犯訓練を促すなど、安全確保体制づくりを促進します。

## (3)消費者トラブルの防止

### 【今後の施策】

---

#### ○消費者トラブルに関する情報提供

消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の擁護に資するよう、必要な情報の提供を行います。また、障がい者の支援を行う関係者等に対しても同様の情報提供を行い、障がい者への注意喚起を図ります。

#### ○消費者相談の充実

障がい者が悪質商法等の被害を未然防止するため、相談機会を確保するほか、FAXや電子メール等での消費者相談の受付等、障害の特性に配慮した相談体制の整備を図ります。

